

○漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第3037号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">21水漁第3037号 平成22年3月30日 農林水産事務次官依命通知 一部改正 22水漁第490号 平成22年5月25日 一部改正 23水漁第2191号 平成24年4月1日 一部改正 24水漁第1939号 平成25年5月16日 一部改正 25水漁第681号 平成25年7月23日 一部改正 25水漁第1554号 平成26年2月6日 <u>一部改正</u> <u>26水漁第1295号</u> <u>平成27年2月3日</u></p>	<p style="text-align: center;">漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">21水漁第3037号 平成22年3月30日 農林水産事務次官依命通知 一部改正 22水漁第490号 平成22年5月25日 一部改正 23水漁第2191号 平成24年4月1日 一部改正 24水漁第1939号 平成25年5月16日 一部改正 25水漁第681号 平成25年7月23日 一部改正 25水漁第1554号 平成26年2月6日</p>
<p>第1～3 (略)</p>	<p>第1～3 (略)</p>
<p>第4 1～6 (略) <u>7 経営改善の取組</u> 加入者は、漁業経営におけるコストの削減に取り組むものとする。 <u>8 普及啓発等</u> 事業主体は、漁業用燃油価格安定対策事業の円滑な運営を図るため、1から7までに規定する事務のほか、次の事務を行う。 ア 漁業用燃油価格安定対策に関する普及啓発 イ 関係団体等の実務関係者に対する漁業用燃油価格安定対策に関する研修 ウ 関係団体等に対する漁業用燃油価格安定対策の事業実施に係る指導及び</p>	<p>第4 1～6 (略) (新設) <u>7 普及啓発等</u> 事業主体は、漁業用燃油価格安定対策事業の円滑な運営を図るため、1から6までに規定する事務のほか、次の事務を行う。 ア 漁業用燃油価格安定対策に関する普及啓発 イ 関係団体等の実務関係者に対する漁業用燃油価格安定対策に関する研修 ウ 関係団体等に対する漁業用燃油価格安定対策の事業実施に係る指導及び</p>

助言
第5 (略)

第6 省燃油活動推進事業

1 (略)

2 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知。以下「浜プラン通知」という。）第3に規定する地域水産業再生委員会（平成26年度に省燃油活動推進事業を実施したものに限り）とする。

3 事業の実施

(1) 省燃油活動プラン

① (略)

② 省燃油活動プランは、将来、浜プラン通知第2に規定する「浜の活力再生プラン」の一部となるべきものであることを踏まえ、事業実施主体は、省燃油活動プランを作成後、速やかに「浜の活力再生プラン」を策定すべく取り組まなければならない。なお、既に「浜の活力再生プラン」を策定済みの事業実施主体は、この限りではない。

(2) (略)

4～6 (略)

第7 省エネ機器等導入推進事業

1～3 (略)

4 助成対象経費

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、交付決定された事業実施主体が次のいずれかの機器を導入する際に助成を行うとともに、効率的かつ先進的な操業手法の導入に係る取組の支援を行う。

ア LED集魚灯設備（集魚灯、直流交流変換器又は操作盤）

イ 漁船用エンジン（船内機）

ウ 漁船用エンジン（船外機）

エ 乾燥機

（削る。）

オ その他省エネ機器等評価委員会で認める省エネ機器

(2) (略)

5～8 (略)

第8 (略)

第9 基金造成及び管理

1 (略)

助言
第5 (略)

第6 省燃油活動推進事業

1 (略)

2 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知。以下「浜プラン通知」という。）第3に規定する地域水産業再生委員会とする。

3 事業の実施

(1) 省燃油活動プラン

① (略)

② 事業実施主体は、省燃油活動プランの承認を受ける場合、平成26年12月31日までに事業主体に承認の申請を行わなければならない。

③ 省燃油活動プランは、将来、浜プラン通知第2に規定する「浜の活力再生プラン」の一部となるべきものであることを踏まえ、事業実施主体は、省燃油活動プランを作成後、速やかに「浜の活力再生プラン」を策定すべく取り組まなければならない。

(2) (略)

4～6 (略)

第7 省エネ機器等導入推進事業

1～3 (略)

4 助成対象経費

(1) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、交付決定された事業実施主体が次のいずれかの機器を導入する際に助成を行うとともに、効率的かつ先進的な操業手法の導入に係る取組の支援を行う。

ア LED集魚灯設備（集魚灯、直流交流変換器又は操作盤）

イ 漁船用エンジン（船内機）

ウ 漁船用エンジン（船外機）

エ 乾燥機

オ 船首バルブ

カ その他省エネ機器等評価委員会で認める省エネ機器

(2) (略)

5～8 (略)

第8 (略)

第9 基金造成及び管理

1 (略)

2 事業基金の管理等

(1) (略)

(2) 事業主体は、事業基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

ア 第4の6に定める漁業用燃油価格差補填金に充てるための漁業用燃油価格安定対策勘定

イ 第5の6に定める養殖用配合飼料価格差補填金に充てるための養殖用配合飼料価格安定対策勘定

ウ 第6に定める省燃油推進事業（平成25年度補正予算に係るものに限る。）に充てるための省燃油活動推進事業勘定

エ 第7に定める省エネ機器等導入推進事業（平成25年度補正予算に係るものに限る。）に充てるための省エネ機器等導入推進事業勘定

(3)～(6) (略)

第10 区分経理等

事業主体は、事業基金の経理について、それぞれの事業基金の勘定及び補助事業の経理と明確に区分した上で、帳簿を整理し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

第11・第12 (略)

第13 事業計画

事業主体は、別記様式第1号により、毎年の基金の造成計画及び第6に定める省燃油活動推進事業及び第7に定める省エネ機器等導入推進事業に係る事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

第14 (略)

第15 国の補助等

1 (略)

2 事業主体は、この要領により実施する事業が完了したときは、速やかに事業の精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、事業に基金残額が生じているときは、事業主体は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、この要領により実施する事業が完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

3・4 (略)

第16 (略)

2 事業基金の管理等

(1) (略)

(2) 事業主体は、事業基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

ア 第4の6に定める漁業用燃油価格差補填金に充てるための漁業用燃油価格安定対策勘定

イ 第5の6に定める養殖用配合飼料価格差補填金に充てるための養殖用配合飼料価格安定対策勘定

ウ 第6の1に定める省燃油推進事業補助金に充てるための省燃油活動推進事業勘定

エ 第7の1に定める省エネ機器等導入推進事業補助金に充てるための省エネ機器等導入推進事業勘定

(3)～(6) (略)

(新規)

第10・第11 (略)

第12 事業計画

事業主体は、別記様式第1号により、毎年の基金の造成計画を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。

第13 (略)

第14 国の補助等

1 (略)

2 事業主体は、この要領により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに事業基金の精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、事業基金に残額が生じているときは、事業主体は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、この要領により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

3・4 (略)

第15 (略)

(別記様式第1号)

漁業経営セーフティネット構築等事業計画書

番号
年月日

水産庁長官 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

漁業経営セーフティネット構築等事業実施要領第13の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業経営セーフティネット構築等事業の第〇四半期分の基金造成計画及び事業実施計画を作成したので、承認を申請する。

記

1. 基金造成計画

(単位：千円)

事業名	前年度繰越額	既造成済額	第〇四半期造成額	第〇四半期～第〇四半期造成予定額	計	備考
漁業経営セーフティネット構築事業						
1. 漁業用燃油価格安定対策事業						
2. 養殖用配合飼料価格安定対策事業						
(削除)						
(削除)						
計						

(別記様式第1号)

漁業経営セーフティネット構築等事業計画書

番号
年月日

水産庁長官 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

漁業経営セーフティネット構築等事業実施要領第12の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業経営セーフティネット構築等事業の基金造成計画を作成したので、承認を申請する。

記

(単位：千円)

事業名	前年度繰越額	新規造成額	計	備考
	(a)	(b)	(a)+(b)	
漁業経営セーフティネット構築等事業				
1. 漁業用燃油価格安定対策事業				
2. 養殖用配合飼料価格安定対策事業				
3. 省燃油活動推進事業				
4. 省エネ機器等導入推進事業				
計				

2. 事業実施計画

(1) 省燃油活動推進事業

第1 事業の目的

第2 事業の内容

① 事務局運営計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容	備考

注：事業を運営するにあたって実施する内容（申請受付、事業実施主体への指導監督等）を具体的に記載。

② 省燃油活動推進計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容

注：事業実施主体が行う予定の省燃油活動の内容を具体的に記載（例：実施予定再生委員会数〇〇が省燃油活動として〇〇〇〇〇を実施予定。）。

第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
省燃油活動推進事業				
1 事務局運営費				
2 省燃油活動推進費				

第4 事業完了予定年月日

(新規)

第5 収支予算

① 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
国庫補助金				
その他				
計				

② 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
省燃油活動推進事業				
1 事務局運営費				
2 省燃油活動推進費				

第6 その他（添付資料等）

(2) 省エネ機器等導入推進事業

第1 事業の目的

第2 事業の内容

① 省エネ機器等導入推進

ア 事務局運営計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容	備考

注：事業を運営するにあたって実施する内容（申請受付、事業実施主体への指導監督等）について具体的に記載。

イ 省エネ機器設備性能評価計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容

注：省エネ機器設備の性能評価を行うにあたって実施する内容（委員会の設置・運営等）について具体的に記載。

② 省エネ機器等導入推進事業

実施予定グループ数	実施予定時期	導入内容	備考

注：実施予定グループがどのような機器設備を導入する予定か具体的に記載。

第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
省エネ機器等導入推進事業				
1 省エネ機器等導入推進費				

2 省エネ機器等導入推進事業費				
-----------------	--	--	--	--

第4 事業完了予定年月日

第5 収支予算

① 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
国庫補助金				
その他				
計				

② 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
省エネ機器等導入推進事業				
1 省エネ機器等導入推進費				
2 省エネ機器等導入推進事業費				

第6 その他（添付資料等）

(別記様式第2号)

漁業経営セーフティネット構築等事業実績報告書

(別記様式第2号)

漁業経営セーフティネット構築等事業実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領第14の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業経営セーフティーネット構築等事業の実績報告書を提出する。

記

漁業経営セーフティーネット構築事業

1・2 (略)

(削る。)

(削る。)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領第13の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業経営セーフティーネット構築等事業の実績報告書を提出する。

記

漁業経営セーフティーネット構築等事業

1・2 (略)

3. 省燃油活動推進事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1-2)		

4. 省エネ機器等導入推進事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
そ の 他 支 出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

附則（平成27年2月3日）

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成25年度補正予算に係る実績報告等については、なお従前の例による。